

## 富士市子どもの権利条例 逐条解説

### (前文)

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のよう  
に高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又  
は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない又は行かないことによって取り残さ  
れることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生  
きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじ  
めから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つこと  
ができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に  
参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持  
ち、自分自身を大切にすることが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他  
の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思  
い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良  
いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、  
協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で  
子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切に子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この  
条例を制定します。

### 【解説】

この条例では、条例を制定する目的を明らかにするとともに、条例の趣旨を子どもにわかりやすく伝  
えられるよう、前文を規定しています。

条例の作成に当たっては、子どもやその保護者などを中心に、多くの方々から意見を聴取しました。  
その中でも、市内の全高校6校において、それぞれの学校で5名程度の学生による検討チームを作って  
いただき、活発な意見交換の上で、前文の盛り込みたいフレーズや思いなどを提案いただきました。そ  
うした意見等を踏まえ、前文には子どもの思いを込めるとともに、市が目指していることや、子どもや  
大人へのメッセージなどを盛り込んでいます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

### 【解説】

第1条は、条例の制定の目的を規定しています。

子どもの権利保障については、1989年の国連総会において、子どもの権利条約が採択され、日本は1994年に条約を批准しました。そして、現在、全国で約50の自治体が、この条約の理念に基づいた条例を制定しています。

子どもを取り巻く課題が複雑化する中、従来 of 取組に加えて、いじめや不登校、虐待などを含む子どもに関わる全ての問題に対して、子どもの権利保障という視点で、子どもを主体として問題解決を図っていくことが求められています。

このため、この条例は、子どもの権利についての理念だけでなく、これを実現させるための具体的な制度や仕組みを盛り込んだ実効性のある条例として制定します。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
  - イ 市内に事務所を有する法人その他の団体
- (5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

## 【解説】

第2条は、この条例における用語の意義を規定しています。

第1号は、「子ども」の意義を定義しています。

「その他市内で活動するもの」とは、スポーツクラブや習い事教室に属して、市内で継続的に活動する子どもなどを指します。

子どもの権利条約及び児童福祉法と整合を図り、「子ども」の対象年齢を18歳未満としています。「これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者」とは、例えば、在学中に18歳の誕生日を迎えた高校生等を指します。

第2号は、「保護者」の意義を定義しています。

第3号は、「育ち学ぶ施設」の意義を定義しています。

「児童福祉法に定める児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定されている保育所、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等を指します。

「学校教育法に定める学校」とは、学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を、「専修学校」とは、同法第124条に規定されている教育施設を、「各種学校」とは、同法第134条に規定されている教育施設を指します。

「ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設」には、上記の施設又は学校に類するものとして、民間のフリースクール等が含まれます。

第4号は、「市民等」の意義を定義しています。

「その他の団体」には、町内会（区）、まちづくり協議会、市民活動団体等が含まれます。

第5号は、「施設関係者」の意義を定義しています。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### （子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

## 【解説】

第3条は、子どもにとって特に大切な権利を4つ規定しています。

この4つの権利は、国連・子どもの権利委員会が、子どもの権利条約における一般原則として示しているものと整合を図っています。

第1号の権利は、子どもの権利条約第6条「生命・生存・発達の権利」に当たります。

子どもは、その命が大切にされ、それぞれの個性が尊重されて成長し、及び発達することができます。また、生まれた環境に左右されることなく、心身の健やかな成長及び発達ができるよう、安全で安心な環境や雰囲気のもと、必要な支援を受けることができます。

第2号の権利は、子どもの権利条約第12条「意見表明権」に当たります。

子どもは、いつでも自分の意見等を表明することができ、大人はそれらを子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止め、尊重します。また、大人は、子どもに関わることを決めるときには、子どもの意見等をどのように受け止め、尊重したのか、子どもにわかるように説明するように努めることが重要です。

第3号の権利は、子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」に当たります。

子どもに関することについて、何かが決められるときには、大人は子どもにとって最も良いことは何かを第一に考える必要があります。

第4号の権利は、子どもの権利条約第2条「差別の禁止」に当たります。

全ての子どもは、いかなる差別も受けることがなく、成長し、及び発達することができ、誰一人取り残されることはありません。

「その他の子ども又はその家族の状況」には、宗教、言語、財産等が含まれます。

### (他者の権利の尊重)

**第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。**

## 【解説】

第4条は、子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重することを規定しています。

子どもは、自分自身が権利を学習することや、権利を実際に行使し、他者の権利と衝突することなどを通じて、他者の権利を尊重することを自然と身に付けることができます。

自分の権利と同様に他者の権利を相互に尊重し合うことは、権利保障を行う上で欠かすことができません。

### 第3章 子どもの権利の保障

#### (家庭における権利の保障)

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にすよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

#### 【解説】

第5条は、家庭における権利の保障を規定しています。

第1項は、保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければならないことを規定しています。

第2項は、保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めることを規定しています。

第3項は、保護者は、子どもと共にいる時間を大切にすよう努めることを規定しています。

第4項は、保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれから自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めることを規定しています。

「子どもの発達に有害なもの」とは、例えば、喫煙、飲酒、薬物の濫用、売買春、児童ポルノ等を指します。

第5項は、保護者が、ストレスや悩みを抱えながら子どもを養育しては、子どもの権利を保障する役割を十分に果たすことが難しくなることから、保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができることを規定しています。

「その他関係機関」には、児童相談所、児童福祉施設、学校、民生委員・児童委員、子どもに関する支援を行う団体等を含みます。

#### (育ち学ぶ施設における権利の保障)

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、

市その他関係機関に支援を求めることができます。

【解説】

第6条は、育ち学ぶ施設における権利の保障を規定しています。

第1項は、施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければならないことを規定しています。

第2項は、施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めることを規定しています。

第3項は、施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たって、市その他関係機関に支援を求めることができることを規定しています。

「その他関係機関」には、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、子どもに関する支援を行う団体等を含みます。

(地域における権利の保障)

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

【解説】

第7条は、地域における権利の保障を規定しています。

第1項は、市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければならないことを規定しています。

この条例における「地域」とは、家庭と育ち学ぶ施設以外の場所であり、町内会やボーイスカウト、スポーツクラブ、習い事教室などを含みます。

第2項は、市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めることを規定しています。

第3項は、市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めることを規定しています。

第4項は、市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができることを規定しています。

第5項は、市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができることを規定しています。

「その他関係機関」には、児童相談所、児童福祉施設、学校、民生委員・児童委員、子どもに関する支援を行う団体等を含みます。

#### (市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

#### 【解説】

第8条は、市による権利の保障について規定しています。

第1項は、市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければならないことを規定しています。

第2項は、市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならないことを規定しています。

#### 第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

##### (虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者とその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

## 【解説】

第9条は、虐待及び体罰の防止等について規定しています。

第1項は、保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰をはじめ、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはならないことを規定しています。

「虐待」とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条で規定する身体的虐待、性的虐待、放任・ネグレクト、心理的虐待を指します。

第2項は、市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにその早期発見に努めなければならないことを規定しています。

第3項は、市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければならないことを規定しています。

市及び施設関係者は、児童相談所をはじめとした関係機関等と連携し、虐待及び体罰を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて取り組むことが求められます。

「関係機関等」には、児童相談所、警察、医療機関、児童福祉施設、子どもに関する支援を行う団体等を含みます。

第4項は、市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければならないことを規定しています。

### (いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

## 【解説】

第10条は、いじめの防止等について規定しています。

第1項は、いじめは、子どもの心身に大きな悪影響を及ぼすことから、市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければならないことを規定しています。

第2項は、市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければならないことを規定しています。

「関係機関等」には、警察、医療機関、フリースクール、子どもに関する支援を行う団体等を含みません。

### (子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及

び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

【解説】

第11条は、子どもの貧困の防止について規定しています。

市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければならないこととしています。

なお、市では、全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境に関わらず、夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「富士市子どもの未来サポートプラン」を令和元年度に策定し、計画に位置付けた事業を推進しています。

第5章 子どもの居場所づくり

(子どもの居場所づくり)

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

【解説】

第12条は、子どもの居場所づくりについて規定しています。

第1項は、市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めることとしています。

社会全体として、子どもが安心して学ぶことや遊ぶこと、休むことなどができる環境づくりは大切です。

居場所づくりの意味には、場所だけではなく、子どもが安心して対話ができる人間関係の構築など環境づくりも含まれます。

「ありのままの自分である」とは、本能の赴くままということではなく、普段通りで自然体の自分、素の自分、自分らしくいられるといった状態をいいます。

代表的な居場所としては、地域社会の中で子どもが自分らしく安心して過ごすことができ、遊びや夢を育む場で子どもの活動の拠点となるような場が挙げられます。

第2項は、市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めることを規定しています。

子どもが安心できる居場所づくりを進めるに当たっては、子どもに居場所を提供するという考え方だ

けではなく、子どもの自主性を大切にすることが重要です。

## 第6章 子どもの権利の普及

### (子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとしします。

#### 【解説】

第13条は、子どもの権利の普及について規定しています。

市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めることとしています。

### (富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとしします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日としします。

#### 【解説】

第14条は、子どもの権利の日について規定しています。

第1項は、市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うことを規定しています。

第2項は、富士市子どもの権利の日は、11月20日とすることを規定しています。

子どもの権利の日は、条例施行日など自治体独自の日を設定している事例もありますが、子どもの権利条約が国連で採択された11月20日とすることで、その日を同じく子どもの権利の日とする他自治体と連携した普及啓発事業等を行うこともでき、より効果的な普及啓発が期待できます。

### (子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとしします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう必要な支援に努めるものとしします。

#### 【解説】

第15条は、子どもの権利の学習等への支援について規定しています。

第1項は、市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができる

よう、必要な支援に努めることを規定しています。

子どもは、自ら正しく権利を行使するために、子どもの権利を学び、理解することが必要であり、市は、そのための支援を行うこととしています。

第2項は、市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう必要な支援に努めることを規定しています。

子どもに関わる大人が、子どもの権利を学び、共通の認識を持つことは、社会全体として子どもの権利を保障するためには不可欠であり、市は、そのための支援を行うこととしています。

## 第7章 子どもの意見表明及び参加

### (子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

#### 【解説】

第16条は、子どもの意見表明及び参加について規定しています。

第1項は、市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めることを規定しています。

第2項は、市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めることを規定しています。

### (子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

#### 【解説】

第17条は、子どもの視点に立った情報発信について規定しています。

市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めることとしています。

## 第8章 子どもの権利の侵害からの救済

### (富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

#### 【解説】

第18条は、子どもの権利救済委員の設置について規定しています。

第1項は、市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員を置くことを規定しています。

富士市子どもの権利救済委員は、重大ないじめ問題について事実関係の調査及び審議等を行う「富士市いじめ問題対策推進委員会」及び「富士市いじめ問題再調査委員会」とは別に設置するものであり、子どもの権利侵害全般に係る救済及び回復を行います。

第2項は、救済委員の定数を3人以内と規定しています。

第3項は、救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱することを規定しています。

救済委員は、職務の遂行に当たって利害関係を有しないことで、子どもに安心感を与え、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済に公正かつ適正に対応できると考えられます。

第4項は、救済委員の任期を3年と規定しています。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

第5項は、救済委員は、再任を妨げられないことを規定しており、継続性を担保しています。

第6項は、市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置くことを規定しています。

### (救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。
- (4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

#### 【解説】

第19条は、救済委員の職務について規定しています。

第1号は、救済委員の職務として、子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うことを規定しています。

第2号は、救済委員の職務として、子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うことを規定しています。

救済委員が自己の発意に基づき行動するケースとしては、相談を受ける過程での情報などをもとに、救済委員の判断で、調査等を実施する場合などが考えられます。

第3号は、救済委員の職務として、前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請することを提言することを規定しています。

第4号は、救済委員の職務として、第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うことを規定しています。

#### （救済の申立て）

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に居住する子どもに関するもの
- (2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

#### 【解説】

第20条は、救済の申立てについて規定しています。

何人も、1号及び2号に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができることとしています。

(救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

【解説】

第21条は、救済委員の役割等について規定しています。

第1項は、救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めることを規定しています。

第2項は、救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めることを規定しています。

「関係機関等」には、児童相談所、民生委員・児童委員、子どもに関する支援を行う団体等を含みません。

(救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

【解説】

第22条は、救済委員に対する協力について規定しています。

第1項は、市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければならないことを規定しています。

第2項は、保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めることを規定しています。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、

報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

#### 【解説】

第23条は、救済委員から是正要請の提言等がなされた場合の対応について規定しています。

第1項から第3項は、市の機関以外の者に対し、第19条第3号に規定する是正要請の提言がなされた場合の措置に規定しています。市長は、救済委員からの提言の内容について調査・検討し、必要に応じて関係する市の機関以外の者に対し、是正要請を行います。是正要請を受けた市の機関以外の者は、これを尊重し必要な措置を講ずるよう努めます。市長は、その是正のために講じた措置について報告を求めることができます。この場合には、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

第4項及び第5項は、市の機関に対し、第19条第4号に規定する是正の提言又は意見表明がなされた場合の措置について規定しています。市の機関は、救済委員からの是正の提言又は意見表明を尊重し、内容について調査・検討したうえで、必要な措置を講ずるとともに、その措置の内容について救済委員に報告するものとします。

#### (活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

#### 【解説】

第24条は、救済委員の活動状況の報告について規定しています。

救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表することとしています。

救済委員が、その活動状況を広く市民に周知することで、この救済制度に関する市民の理解と協力がより一層図られることが期待できます。

### 第9章 施策の推進

#### (推進計画)

第25条 市は、前条の施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮る

ものとしてします。

【解説】

第25条は、推進計画について規定しています。

第1項は、市は、前条の施策を進めるに当たり、推進計画を定めることを規定しています。

第2項は、市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すことを規定しています。

第3項は、市は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮ることとしています。

第10章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

第26条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

【解説】

附則は、この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。